

## 議 事 録

令和7年第1回農業委員会総会を宣し、日程第1議事録署名委員2名を指定し、日程第2会期の決定をした後、日程第3事務報告を読み上げた。

議長 清水 俊一

日程第4の内、議案第1号、農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請書についてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請書について。

議案添付の農地転用許可後の事業計画変更承認申請書をご覧いただきながらお聞きください。

本件は令和●年●月の農業委員会総会で審議し、開発行為の許可を待って同年●月●日付で許可された案件ですが、事業者の●●氏より、近年の社会情勢により計画どおりの資機材の入手が困難なのと、工事を施工する企業の努力だけでは工期内の完成が見込めなく、適切な工期設定による工事の品質保証や労働環境の改善促進に考慮し工期を変更したいのと、新たな工種の追加や現場不符号による内容変更、仮設資機材の使用数量や日数の追加、工期延長に伴う諸経費の増額により事業費を変更したいとのことで申請書が提出されました。

既に工事は進捗しており、この度の変更はやむを得ない内容であることから、転用期間の終期を当初の令和●年●月●日までを令和●年●月●日まで延長するのと、事業費について当初●●●万円を●●●万円に変更することについて、審議していただきたいと思えます。

なお、北海道農業会議に確認したところ、事業計画変更承認申請については、農業会議への届出や意見聴取は必要なく、農業委員会総会で承認の可否について決議すれば良いとの事です。

また、転用期間の終期の延長及び事業費以外の事業内容等については、変更はありませんので申し添えます。

説明は以上です。

議長 清水 俊一

ただいま事務局長が説明をいたしました内容について、ご意見ご質問  
ございませんか。

————— 「ありません」という声多数 —————

特に発言がなければ、農地法第5条の規定による許可に係る事業計画  
変更承認申請書について、当初の転用期間の終期である令和●年●月●  
日までを、令和●年●月●日までに、事業費について当初の●●●万円  
を●●●万円に変更することについて、ご異議ございませんか。

————— 「異議なし」という声多数 —————

それでは、ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程第4の内、議案第2号、農用地利用集積計画の決定  
についてを審議するわけでございますが、私自身の案件でございますの  
で、会議規則第10条の規定により議事に参与できませんので退場いた  
します。暫時休憩いたします。

代理 松本 敏春

暫時休憩を閉じ会議を開きます。

それでは議案について事務局長説明願います。

事務局長

議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利  
用集積計画の決定について。

○所有権移転関係

整理番号 849

譲渡人 ●●●町●●—●●

氏名 ●● ●●

譲受人 ●●●町●●—●●

氏名 ●● ●●

土地の表示 壮瞥町字●●●●

地目 ● ●●●m<sup>2</sup>

計 ●●●●m<sup>2</sup>

利用目的 ●

所有権移転の時期 公告の日

対価 ●●●円

対価の支払方法 口座振込

対価の支払期限 令和7年3月31日

成立する法律関係 売買

本件につきましては、当該地番で●●氏（以下「●●氏」）が以前から耕作していることは●●氏（以下「●●氏」）も承知しており、今回この問題を整理するため双方話し合いを行い売買することになりました。

売買価格については●●氏が町に支払っている固定資産税の年額の半分の●●●円とすることで合意したものです。

なお只今説明した計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

説明は以上です。

代理 松本 敏春

それでは整理番号849号についてご意見、ご質問を伺います。

————— 「ありません」という声多数 —————

特に発言がなければ、整理番号849号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

————— 「異議なし」という声多数 —————

ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

ただいま整理番号849号の審議が終了しましたので、清水会長を復席させます。

暫時休憩いたします。

議長 清水 俊一

暫時休憩を閉じ会議を開きます。

本日附議された案件は全部終了いたしました。（16：15終了）